

文部省による唱歌認可制度と校歌をめぐる学校側の対応

須田 珠 生

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿では、文部省による唱歌認可制度に対して、学校側が校歌をめぐるいかなる対応をしたのかを明らかにした。1891（明治24）年以來、文部省は小学校で歌う唱歌に対して、認可制度を設けた。この制度では、「唱歌」の授業で歌う唱歌を取り締まることに主眼が置かれている。しかしながら学校は、「唱歌」の授業で歌われる唱歌だけでなく、式典、儀式の際に歌うことを想定してつくられた校歌に対しても文部省の認可を求めた。学校は文部省による統制を逆手にとることで、自校の特色や理念を盛り込んだ校歌を、学校内で歌える正式な唱歌として、手に入れたのである。

1. はじめに

1891（明治24）年以來、文部省は小学校で歌う唱歌に対して、認可制度を設けていた。本稿は、この唱歌認可制度に対して、学校側が校歌をめぐるいかなる対応をしたのかを明らかにすることを目的とする。

学校で唱歌を歌う場面としてまず思い浮かぶのは、音楽の授業であろう。学校における音楽教育は、1872（明治5）年8月3日の学制公布時、下等小学で音楽教育を行う教科として、「唱歌」が設けられたことをはじめとする。しかしながら、「唱歌」の授業を行うことの出来る教員の養成も教材も不十分であったため、学制公布当初、「唱歌」には「当分之ヲ欠ク」との但し書きが添えられた¹⁾。結局のところ「唱歌」は、1907（明治40）年公布の小学校令中改正まで、各学校が任意で実施する任意科目として位置づけられていた。

「唱歌」の授業が全国の小学校で実施されるようになるには時間を要したものの、1891（明治24）年6月17日制定の小学校祝日大祭日儀式規程では「学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相

応スル唱歌ヲ合唱ス」²⁾と祝日大祭日儀式の際に唱歌を合唱することが定められている。同規程により儀式と唱歌が結びつきをもつようになり、学校によっては「唱歌」の授業が実施されていなかったとしても、祝日大祭日儀式の際には唱歌を合唱しなければならない状況が起こった。

この小学校祝日大祭日儀式規程の公布を受け、文部省は1891（明治24）年に文部省訓令第二号を公布することで、祝日大祭日儀式で歌う唱歌に対して、認可制度を設けた。この認可制度は、のちの1894（明治27）年に公布される文部省訓令第七号によって、小学校内で歌う唱歌全般にまで及ぶようになる。本稿ではこうした文部省による唱歌認可制度に対して、自校の校歌を有する各小学校がどのような対応をしたのかを検討する。

校歌の歴史的側面に着目したこれまでの先行研究としては、嶋田（1987）、水崎（2000）らの研究が挙げられる。これらの研究では、1894（明治27）年の文部省訓令第七号の公布により、文部大臣の認可を得るべく自校の校歌を文部省に申請した東京府内の小学校を事例に、学校が校歌を文部省に申請し、文部大臣の認可を得るまでの過程を考察している。考察の結果から嶋田は、文部大臣

によって認可された校歌の歌詞内容が「当時の根本的な教育目標である忠君愛国心の養成という思潮」³⁾を如実に反映していると結論づけている。すなわち嶋田の論では、校歌が当時のイデオロギーを強化する装置として位置づけられている。しかしながら文部省は、1872（明治5）年に日本で最初の近代学校制度の基本規定である学制を公布して以降、今日に至るまで、学校に校歌制定を義務付ける法令、あるいは奨励する法令を一切公布していない。もし仮に、文部省が、校歌にはイデオロギーを統制する機能があると考え、その効果を期待していたならば、文部省はすべての学校に校歌制定を義務づけたはずである。

では、なぜ、その制定が義務づけられていたわけでもない校歌を学校は持つようになったのだろうか。この問いを解き明かすために、本稿ではまず、文部省はいかなる経緯で唱歌認可に関する法令を公布したのか、そしていつ、どのようにして校歌を認知するようになったのかを明らかにする。次に、唱歌認可に関する法令下において、学校はいかなる対応をしたのかを明らかにする。

2. 祝日大祭日儀式唱歌としての校歌

(1) 文部省訓令第二号の公布

1890（明治23）年10月30日の「教育ニ関スル勅語」の公布を受けて、1891（明治24）年6月17日に制定された小学校祝日大祭日儀式規程では、祝祭日における学校儀式の施行とその形式が定められた。先述したように、この小学校祝日大祭日儀式規程では、「学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」と祝日大祭日儀式の際、各々の小学校は何らかの唱歌を選択し、それを合唱するよう規定されている。

小学校祝日大祭日儀式規程の制定により、各小学校は祝日大祭日儀式において唱歌を合唱することを義務づけられたわけだが、儀式で合唱する際、そこで歌われる唱歌は、唱歌であれば何でもよいというわけではなかった。学校側に単なる唱歌を歌うことを求めたわけではなく、あくまでも「祝日大祭日ニ相応スル唱歌」を歌うことを求めた文部省は、同年10月8日に次の文部省訓令第二号

を公布している。

一小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ特ニ其採択ヲ慎ムヘキモノナルヲ以テ北海道庁長官府県知事ニ於テ予メ本大臣（文部大臣—引用者）ノ認可ヲ經ヘシ但文部省ノ撰定ニ係ルモノ及他ノ地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ許可ヲ經タルモノ此限ニ在ラス⁴⁾

文部省訓令第二号の公布では、祝日大祭日儀式で歌う唱歌は「予メ本大臣（文部大臣—引用者）ノ認可ヲ經ヘシ」と文部大臣の認可を得ることが定められた。つまり各小学校の独断によって祝日大祭日儀式の際に歌う唱歌を選択、決定することが禁止され、祝日大祭日儀式で歌う唱歌について、それを歌ってもよいか否か、あらかじめ文部大臣に指示を仰がなければならなくなったのである。

唱歌に対して文部大臣の認可を得るには、学校が i 申請願、ii 歌詞、iii 楽譜の3点を北海道庁長官または各府県知事経由で文部省へ提出し、その後、不備がなければ文部大臣が認可するというプロセスがとられていた。

文部省訓令第二号は、いかなる背景のもとで公布されたのだろうか。同訓令の公布当時、文部大臣であった大木喬任は『大日本教育会雑誌』内で「文部省訓令第二号ヲ發スル理由」を次のように述べている。

唱歌ノ人心ヲ感動スルコトノ深キハ洽ク人ノ知ル所ナリサレバ、之ヲ教育上ニ適用センニハ其歌詞楽譜ノ雅正純良ナルモノヲ撰ミ、道德教育ヲ裨補セシムルノ覚悟ナカルベカラズ、特ニ小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ執行スルニ當リテハ、生徒ノ志氣ヲ鼓舞シ忠君愛国ノ情操ヲ養成スルニ足ルヘキ歌曲、即チ国歌ノ如キモノヲ採択セザルハカラザルハ勿論ナリ、然ルニ是等ノ儀式ヲ執行スルニ當リ適當ノ歌詞ヲ得ザルカ為メ、往往杜撰ノ歌曲ヲ用フルモノ少ナカラズ教育上深ク憂フベキコトナレバ、文部省ハ是等ヲ取締ランガ為メ左ノ訓令ヲ發シ、将来祝日大祭日ニ於テ其檢

定ヲ経ザル歌曲ヲ妄用スルヲ制止シ且右ニ用
ユル歌詞及楽譜ノ撰定ニ着手セリ⁵⁾

上記の大木の主張によれば、小学校で「祝日大祭日ノ儀式ヲ執行スル」際には、「生徒ノ志気ヲ鼓舞シ忠君愛國ノ情操ヲ養成スルニ足ルヘキ歌曲、即チ国歌ノ如キモノヲ採択（傍点筆者、以下同様）」すべきとされている。つまり同訓令が公布された背景には、祝日大祭日儀式の際に歌われる「歌曲」は「国歌ノ如キモノ」でなければならないという大木の強い主張があり、学校が祝日大祭日儀式で歌おうとしている唱歌が「国歌ノ如キモノ」か否かを取り締まるために同訓令が公布されたのである。

(2) 学校の対応

こうした文部省による規制に対して、学校側はいかなる対応をしたのだろうか。

1891（明治24）年10月8日に文部省訓令第二号が公布されてから、およそ2年後の1893（明治26）年8月12日、文部省は文部省告示第三号で「君が代」、「勅語奉答」、「一月一日」、「元始祭」、「紀元節」、「神嘗祭」、「天長節」、「新嘗祭」の8曲を正式な祝日大祭日儀式唱歌としてに制定している⁶⁾。しかしながら、正式な祝日大祭日儀式唱歌が制定される以前にも、のちの祝日大祭日儀式唱歌とは異なる唱歌として「天長節」や「一月一日」といった曲名の唱歌は存在していた。本来はこうした唱歌を祝日大祭日儀式で歌う唱歌として申請し、儀式の際に歌うのが妥当であった。にもかかわらず、祝日大祭日儀式で歌う唱歌として自校の校歌を選択し、文部大臣の認可を得るべく、自校の校歌を文部省に申請した学校が存在している。

東京市下谷区忍岡尋常高等小学校は、文部省訓令第二号公布を受けて、祝日大祭日儀式で歌う唱歌として自校の校歌を選択し、文部大臣にその認可を求めた。同校の第6代校長であった千葉道三郎は、1891（明治24）年10月24日に木村正辞作歌、上眞行作曲の唱歌を同校の「校歌ト定メ大祭祝日其他開校記念日免状授与式等」の式典・行事で「生徒ニ唱歌」させたいとの内容を記した祝

日用唱歌特別御指定願（申請願）⁷⁾、および歌詞、楽譜の3点を当時の東京府知事富田鉄之助に提出している。同唱歌は後に、文部省側から指摘のあった「不完全ノ箇所」の「刪定」⁸⁾を経て、再度、東京府知事経由で文部省に提出され、1893（明治26）年2月18日に文部大臣河野敏謙より「校歌ト定メ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル」ことが「認可」⁹⁾されている。

祝日大祭日儀式に歌う唱歌について規定した文部省訓令第二号下において、校歌が文部大臣に認可された事例は、管見の限り、東京市下谷区忍岡尋常高等小学校校歌のみである。したがって同事例は特殊なものではある。しかしながら同校の事例から、1891（明治24）年10月8日に文部省訓令第二号が公布されてから1893（明治26）年8月12日に正式な祝日大祭日儀式用唱歌が完成するまでの間、代替の唱歌として校歌が登場し、その校歌を文部省が祝日大祭日儀式で歌う唱歌として認可したという事実を把握することができる。つまり文部省は、正式な祝日大祭日儀式唱歌を制定する過程の副産物として、学校における校歌の存在を認知するようになったのである。

3. 文部省による唱歌への統制

(1) 文部省訓令第七号公布の背景

文部省訓令第二号は、1893（明治26）年8月12日公布の文部省告示第三号で祝日大祭日儀式唱歌が正式に制定されたことにより、1893（明治26）年10月20日に廃止された。しかしながらその翌年の1894（明治27）年12月28日にも文部省は、小学校内で歌う唱歌を取り締まる法令として次のような文部省訓令第七号を公布している。

小学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及楽曲ハ、本大臣ノ検定ヲ経タル小学校教科用図書中ニ在ルモノ、又ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ及他ノ地方長官ニ於テ本大臣ノ認可ヲ受ケタルモノ、外ハ採用セシムヘカラス、但他ノ地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ経タルモノハ此限ニ在ラス¹⁰⁾

先述した 1891 (明治 24) 年公布の文部省訓令第二号では、各学校が祝日大祭日儀式に歌う唱歌に対してのみ文部大臣の認可を得ることを必要とした。一方、文部省訓令第七号下では、i 文部大臣の検定を経た小学校教科用図書中に掲載されたもの、ii 文部省が撰定したもの、iii 地方長官の申請によって文部大臣の認可を受けたもの、これら 3 種以外のものは小学校で歌うことが全面的に禁止されている。すなわち法令上、学校内で歌うすべての唱歌に対して文部大臣の認可が必要とされるようになった¹¹⁾。

なぜ文部省は再び、学校で歌う唱歌を規制する法令、しかも学校で歌う唱歌全般を取り締まるための法令を公布する必要があったのだろうか。文部省訓令第七号公布以前に遡りながら、そのねらいを探っていきたい。

文部省訓令第七号公布の 3 年前にあたる 1891 (明治 24) 年、帝国議会では当時、演奏家と音楽教員の養成をほとんど一手に担っていた東京音楽学校維持の予算をめぐり、大々的に「東京音楽学校存廃論争」が繰り広げられていた¹²⁾。その様子や「東京音楽学校存廃論争」に対する意見、主張は各新聞や雑誌でも連日のように取りあげられている¹³⁾。

同論争では東京音楽学校の存在意義をめぐり、個人の体験談に基づくものから、理論的に追求したものまで様々な主張が展開されたが、なかでも大きな反響を呼んだのが矢田部良吉による「音楽学校論」であった。矢田部は雑誌『国家教育』内で、当時の音楽状況を次のように批判している。

我邦俗曲の卑猥なる事 …我邦俗曲の如何なるものなるやを尋るに其曲と云ひ其辭と云ひ野卑猥褻を極め言語道断なる此々是なり…俗曲は下等社会の教科書なり …端唄常磐津清元等は下等社会の最も学ぶ所にして其余波上流社会にも亦達せり殊に常磐津清元等の如きは不徳の方法順序を丁寧親切に教導するものなり下等社会の者は之を聴き之を習ひ之を暗誦して頭脳に染み込み居れば其感化力実に強大にして学校教育の比に非らず¹⁴⁾

矢田部は「野卑猥褻を極め」、「下等社会の教科書」となっている「端唄常磐津清元」といった「俗曲」が世間に出回っていることを強く批判し、この状況の改善方法として次の 3 点を挙げている。

- 第一 学校唱歌を盛にする事
- 第二 俗曲中取るべきものは或は之を取り或は修正を加ふる事
- 第三 優美高尚なる音曲の嗜好を奨励する事¹⁵⁾

なかでも第一の「学校唱歌を盛にする事」に対しては、「最も行ひ易くして最も勢力ある者なり」と主張している。ただ実際に小学校での音楽教育の実態を見てみると、「学校唱歌を盛にする事」が可能なほど、教員も楽器等の設備も十分には整っているとは言えない状況であった。1890 (明治 23) 年に四電^{しやんとつし}納治によって日本で初めて刊行された音楽雑誌である『音楽雑誌』には、当時の様子が次のように記されている。

音楽の教授を担当する教師の中には、間ま音楽教授の真の目的を解せず、(中略) 先年某学校の女教師が、「オルガン」の調子に乗りて、「カツポレ」を踊りたりとて、頗るハケ敷き議論ありたり¹⁶⁾

こうした報告は、各地から寄せられている。明治期に入ってから突如、西洋音楽を中心とした音楽教育が学校で行われることになったものの、教師の側が唱歌の授業時に何をどう教授すればよいのか理解していない状況がしばしば見受けられ、問題になっていたのである。

1894 (明治 27) 年に文部省訓令第七号が公布されるまでのおおよその状況をまとめると、「俗曲」を撲滅させるという課題を「学校唱歌」を充実させることで克服しようとしたにもかかわらず、文部省側の想定とはかけ離れた音楽教育が実施されていた状況がうかがえる。こうした経緯を経て公布されたのが文部省訓令第七号であった。したがって、文部省が訓令を公布した大きなねらいは、学校で歌う唱歌、なかでも「唱歌」の授業で歌う

唱歌に対して、児童に歌わせても問題ないか否かを取り締まることだったのである。

(2) 各学校による校歌の申請

ところで、「3. 文部省による唱歌への統制 (1) 文部省訓令第七号公布の背景」で先述したように、文部省訓令第七号で歌うことが認められていた唱歌は、i 文部大臣の検定を経た小学校教科用図書中に掲載されたもの、ii 文部省が撰定したもの、iii 地方長官の申請によって文部大臣の認可を受けたものの3種であった。

i の「文部大臣の検定を経た小学校教科用図書中に掲載されたもの」には、「唱歌」の授業で使用された教科書内の唱歌が、ii の「文部省が撰定したもの」には前節で述べた祝日大祭日唱歌のような唱歌が相当する。したがって本来であれば、学校内で歌う唱歌は、i と ii の唱歌だけで十分事足りたはずであり、iii の「地方長官の申請によって文部大臣の認可を受けたもの」は、どちらかと言えば文部省訓令第七号下においては傍系的な位置づけであったようにもとれる。しかしながら実際には、1894 (明治 27) 年の文部省訓令第七号公布以後、iii のように地方長官が唱歌を申請し、文部大臣の認可を受けた唱歌は 3048 件にのぼっている¹⁷⁾。

文部大臣の認可を受けた唱歌を便宜的に分類すると ①「校歌」、②「軍歌集に記載の唱歌」、③「その他 (唱歌集記載の唱歌、郷土唱歌等)」の3つに大別される。とりわけ「校歌」の認可件数は多く、文部大臣によって認可された全 3048 件のうちの7割以上にあたる 2241 件が「校歌」となっている。

認可を得るためのプロセスは、先の文部省訓令第二号時と同様であり、学校が i 申請願、ii 歌詞、iii 楽譜の3点を北海道庁長官または各府県知事経由で文部省へ送付し、不備がなければ文部大臣によって認可されるという形式がとられていた。

では、自校の校歌を文部省に申請した学校は、校歌をどのようなものとして捉えていたのだろうか。例として自校の校歌を 1932 (昭和 7) 年 1 月 27 日に文部省へ申請し、1932 (昭和 7) 年 4 月 8 日に文部大臣より認可を受けた東京市汐見尋常高

等小学校を挙げたい。東京市汐見尋常高等小学校校歌は、同校訓導であった原謙水によって作詞されている。文部省に宛てられた『東京市汐見尋常高等小学校校歌「歌詞」説明』によれば、同校の校歌には次のような意味が付与されている。

汐見小学校創立開校の際、講堂の正面左に「海の彼方に旭日昇る」の額、同右に「日進日新」の額、職員室に「質実剛健」なる以上三箇の額面が掲げられたり、…校運は旭日昇天の勢を以て揚り、児童の理想と意気は大洋の荒波に棹して目的の彼岸に猛進せんとするの概あり。而して日進日新なる競争場裡に、寸陰を惜しみて勉励し、且つ質実剛健よく皇國の民たらんことを期す。豈これ汐見魂にあらずして何ぞ。校歌の生る、以^{マツ}所のものにあらずして何ぞや¹⁸⁾。

上記の『東京市汐見尋常高等小学校校歌「歌詞」説明』によると、「理想と意気」をもって「猛進」することや寸暇を惜しんで真面目に勉強に励むこと、忠実な「皇國の民」であることが「汐見魂」であるとされている。くわえて、説明文を執筆した作詞者の原謙水は、校歌の歌詞には、そうした「汐見魂」、すなわち自分の学校の児童の理想像が描かれており、だからこそ校歌に意味があるのだと強調している。このように各小学校は校歌の歌詞に対して、学校独自の意味を持たせ、文部省に申請を行っていた。

ただし、学校側が校歌に対して独自の意味づけをし、文部省に申請を行ったものの、その校歌がそのまま文部大臣に認可されるとは限らなかった。文部大臣の認可を得るには、当初、文部省に宛てた校歌の歌詞や楽譜に訂正を求められる場合もあったのである。例えば、1931 (昭和 6) 年 3 月 27 日に文部省に申請し、1931 (昭和 6) 年 11 月 27 日に文部大臣より認可された東京市窪町尋常小学校校歌は、次のような訂正がなされている。

記

歌詞

第一節第五句ヲ「玉の都の学びやに」ト改ム

第六句ヲ「学ぶ我等に幸あれや」ニ改ム
 第二節第三句「質実色に」ヲ「いや質実」ニ改ム
 第五句「皇国」ヲ「御国」ニ、「社会」ヲ「世」ニ改ム

楽譜

別紙朱書ノ如ク改ム¹⁹⁾

同校が1931(昭和6)年3月27日に文部省に申請した当初の歌詞と訂正後の歌詞を比較すると、表1のようになる。

表1 東京市窪町尋常小学校校歌の歌詞の訂正内容

訂正箇所	訂正前	訂正後
第一節第五句	叢叢(おひぎ)の下に高窓に	玉の都の学びやに
第一節第六句	学ぶ我等は幸福(さち)なれや	学ぶ我等に幸あれや
第二節第三句	質実色に染め抜ける	いや質実に染め抜ける
第二節第五句	皇国のために社会(よ)のために	御国のために世のために

各小学校が申請した校歌に対して、文部大臣がすぐに認可を下すことはほとんどなく、申請した多くの学校が上記の東京市窪町尋常小学校のように訂正を求められた。しかしながら一方で、文部省からの求めに応じて校歌に訂正を加えることによって、学校は、文部大臣認可という「お墨付き」を得た校歌を手に入れることができたのであった。

4. まとめと考察

以上、述べてきたように文部省は1891(明治24)年公布の文部省訓令第二号以来、小学校内で歌う唱歌に対して認可制度を設けることで、校歌を含む唱歌に対して統制をはかった。とりわけ1894(明治27)年公布の文部省訓令第七号は、小学校内で歌うすべての唱歌に対して文部大臣の認可を必要としたという点で、それまでの法令以上に厳しい統制となっている。

文部省は1894(明治27)年の文部省訓令第七号公布以前から、例えば1881(明治14)年の小

学校教則綱領で各教科の内容を規定したり、1886(明治19)年の小学校令公布において教科書検定制度導入するなど、法令上、学校内での教育に対して統制をくわえるようになっていく。文部省訓令第七号も、小学校内、とりわけ「唱歌」の授業内で「俗曲」が歌われることを懸念し、文部省が認可した唱歌のみを歌わせようとしたという点で、こうした一連の流れに位置づけることができる。

ただ学校は、こうした統制下であったものの、文部大臣の認可さえ受ければ、独自に作成した唱歌を歌うことが可能であった。文部大臣の認可を経るためには煩雑な手続きが必要であった。さらに、学校によっては複数回にわたって訂正が求められている。しかしながら逆に言えば、学校は校歌に対して認可を得さえすれば、法令に反することなく常時学校内で自校の校歌を歌うことが可能となり、しかも文部省の意に適った、言うなれば文部省の「お墨付き」を得た校歌を有することになった。

1894(明治27)年に公布された文部省訓令第七号は、「唱歌」の授業で歌われる唱歌を取り締まることに主眼を置いた法令であった。校歌は、勿論、「唱歌」の授業教材として使われることもあるが、どちらかと言えば、式典、儀式の際に歌うことを想定してつくられた歌である。こうした歌である校歌を学校は自らづくり、それを文部省に申請した。その申請件数は、2000件を超えている。学校は、文部省の想定の外を越えて、校歌の申請をおこなったのである。

先の東京市汐見尋常高等小学校の例にみたように、校歌には、その学校独自の教育方針や児童への理想像が歌詞に込められ、学校ごとに歌詞も楽曲も異なっている。学校は文部省による統制を逆手にとることで、自校の特色や理念を盛り込んだ校歌を、学校内で歌える正式な唱歌として、手に入れたのである。

註

- 1) 下等中学でも、教科目として「奏楽」が規程されたが、下等小学と同様に「当分欠ク」との但し書きが添えられた。
- 2) 『官報』(1891.6.17)第2388号。
- 3) 嶋田由美「小学校校歌制定に関する研究」『音楽

- 教育学』第16号、1987年、25頁。
- 4) 『官報』(1891.10.8)第2484号。
 - 5) 『大日本教育会雑誌』(1891.10.15)第110号、大日本教育会、593頁。
 - 6) 祝日大祭日儀式唱歌は、当時東京音楽学校校長であった村岡範爲が1891(明治24)年10月20日と1892(明治25)年3月18日、同月23日に任命した15名の祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員によって作成されている。1928(昭和3)年10月2日には、「明治節」が追加で制定された。
 - 7) 祝日用唱歌特別御指定願の内容は次の通りである。「今般当校ニ於テ別紙記載ノ唱歌ヲ校歌ト定メ大祭祝日其他開校記念日免状授与式等ニ於テ生徒ニ唱歌セシメ学校ヲ愛シ校恩ヲ俸スルノ情ヲ涵養致度候間右唱歌ヲ以テ当校特別ノ祝日用唱歌ト御指定ヒ下度此説相願候也」(「小学校々歌之件(忍岡小学校校歌制定願、認可)」(東京都公文書館所蔵、請求番号620.D3.11))
 - 8) 前掲「小学校々歌之件(忍岡小学校校歌制定願、認可)」。
 - 9) 「文部省文書課巴普甲第127号 文部大臣より東京府宛 東京市下谷区忍岡小学校に於て木村正辞作歌上真行作曲の歌詞并に楽譜を校歌と定め祝日大祭日の儀式の際唱歌用とする件、認可す」(東京都公文書館所蔵、請求番号623.A7.09)。
 - 10) 『官報』(1894.12.28)第3452号。
 - 11) 文部省訓令第七号は1931(昭和6)年9月10日の文部省令第二十号で廃止されているが、廃止後も1931(昭和6)年9月10日公布の文部省令第二十一号(小学校令施行規則)第53条第2項、および1941(昭和16)年3月14日公布の文部省令第四号(国民学校令施行規則)第36条で文部省訓令第七号とほぼ同様の内容が踏襲され、小学校内で歌われる唱歌に対する文部大臣の認可は継続して行われた。1931(昭和6)年9月10日に文部省令第二十一号があらたに公布された理由としては、「認可制度を利用する悪出版屋が手を伸ばし、小学校にうまく頼み込んで認可を取つてもらひ、それを集めて文部省認可済唱歌集を作り地方教育会編纂などと名をつけたりして全国の小学校に売込み不当の利益を占め」るなどといった「悪弊の頻出に悩まされた」(『大阪毎日新聞』1931.9.10)ことが挙げられる。
 - 12) とりわけ1891(明治24)年1月29日の「予算按二開スル全院委員会」では、長時間にわたって議論が交わされている。
 - 13) 『東京芸術大学百年史』東京音楽学校編第1巻、東京芸術大学百年史編集委員会、1987年、297頁。
 - 14) 矢田部良吉『国家教育』(1891.2)第5号、ゆまに書房、53-54頁(復刻版)。
 - 15) 同上書、54頁。
 - 16) 『音楽雑誌』(1892.2)第17号、音楽雑誌社、3頁。
 - 17) 文部大臣の認可を受けた唱歌は、その都度『官報』の学事欄に掲載されている。
 - 18) 『東京市汐見尋常高等小学校校歌「歌詞」説明』「校歌採用ノ件」東京都公文書館所蔵、請求番号315.E7.25)
 - 19) 「校歌採用ノ件」(東京都公文書館所蔵、請求番号315.F8.05)

参考引用文献

- 『大阪毎日新聞』1931年9月10日発行
『音楽雑誌』(1892.2)第17号、音楽雑誌社。
『国家教育』(1891.2)第5号、ゆまに書房(復刻版)。
佐藤秀夫『教育の文化史1 学校の構造』阿吡社、2004年。
嶋田由美「小学校校歌制定に関する研究」『音楽教育学』第16号、1987年、16-27頁。
『大日本教育会雑誌』(1891.10.15)第110号、大日本教育会。
『東京芸術大学百年史』東京音楽学校編第1巻、東京芸術大学百年史編集委員会、1987年。
水崎富美「明治後期の校風養成と近代校歌の成立——学校行事再編のための「校訓」・「郷土」・「歴史」・「ジェンダー」——」『東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室紀要』第26号、2000年、49-56頁。
渡辺裕『歌う国民』中央公論新社、2010年。
「校歌採用ノ件」(東京市汐見尋常高等小学校)(東京都公文書館所蔵、請求番号315.E7.25)
「校歌採用ノ件」(東京市窪町尋常小学校)(東京都公文書館所蔵、請求番号315.F8.05)
「小学校々歌之件(忍岡小学校校歌制定願、認可)」(東京都公文書館所蔵、請求番号620.D3.11)
「第7607号 明治24年12月7日 長官より文部大臣宛 東京市下谷区忍岡小学校に於て大祭祝日其他免状授与式等の節、生徒をして特に唱歌の為別紙歌詞譜面、校歌と定めて度旨校長より申出に付認可の義に付上申」(東京都公文書館所蔵、請求番号623.A7.09)
「文部省文書課巴普甲第127号 文部大臣より東京府宛 東京市下谷区忍岡小学校に於て木村正辞作歌上真行作曲の歌詞并に楽譜を校歌と定め祝日大祭日の儀式の際唱歌用とする件、認可」(東京都公文書館所蔵、請求番号623.A7.09)

How the schools in Japan responded to the song authorization system by the Ministry of Education

Tamami SUDA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary The purpose of this paper is to clarify how the schools in Japan complied with the authorization system of songs by the Ministry of Education in case of their school songs. Since 1894 onward, the Ministry of Education established the system of authorization for the songs sung inside the elementary school. The main purpose of this system was the crackdown on singing the Japanese traditional folk songs in the class, for example, Tokiwazu and Kiyomoto. However, the schools requested the authorization not only for the songs to be sung in the class but also for their original school songs composed for the school ceremonies. By using that control system by The Ministry of Education, on the contrary, the schools have got the school songs, each of which shows the distinguishing characteristic and idea of the school, as the formal song to be sung inside the school.